

## 2014 年年金財政検証とそれに伴う制度改革の議論



駒村 康平 (こまむら こうへい)

慶應義塾大学経済学部 教授、博士 (経済学)  
社会保障審議会委員・生活保護基準部会部会長  
厚生労働省顧問

### ■略歴

- 1995年 慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学
- 1992～1997年 国立社会保障・人口問題研究所研究員 (社会保障研究所)
- 1997～2000年 駿河台大学経済学部助教授
- 2000～2007年 東洋大学経済学部教授
- 2007年4月より現職

### ■専門

経済政策論、社会政策論

### ■主な著書

「日本の年金」(岩波新書)、「年金と家計の経済分析」(東洋経済新報社)、「先進諸国の社会保障 イギリス」「先進諸国の社会保障 スウェーデン」(東京大学出版会)、「福祉の総合政策」(創成社)、「年金はどうか」(岩波書店)、「大貧困社会」(角川SSC)、「希望の社会保障改革」(旬報社)、「年金を選択するー参加インセンティブから考える」(慶應義塾大学出版会)、「労働経済学の新展開」(慶應義塾大学出版会)、「最低所得保障」(岩波書店)など  
日本経済政策学会優秀論文賞、生活経済学会奨励賞、吉村賞 受賞

### 要旨

- 2004年の年金改革により、人口推計の改定等に連動して、5年ごとに公的年金の財政検証が実施されている。2009年の初回の財政検証では、標準的なケースでは制度改革の必要はないと判断された。
- 2回目の2014年の財政検証では、経済前提に対応した8パターンの財政検証が行われた。このうち、5パターンでは制度の持続が可能と判断されたが、経済成長や労働力率を低く想定した3パターンでは持続可能性が危ぶまれる結果となった。
- また、8パターンのすべてにおいて基礎年金の所得代替率が大幅に低下することが確認された。このため、オプション試算で所得代替率の改善策とされる、1)デフレ期のマクロ経済スライドの導入、2)短時間労働者への厚生年金適用拡大、3)国民年金の加入期間延長などの具体化が今後検討されるべき課題である。
- さらに、オプション試算以外でも、支給開始年齢の追加的引き上げ、公的年金の給付水準低下を補うための私的年金の拡充、低所得高齢者向けの補足的な所得保障制度の導入などの検討を行う必要もあろう。

---

2004年の年金改革により、人口推計の改定等に連動して、5年間隔で公的年金の財政検証が行われることになっている。2009年に最初の財政検証が行われたが、標準的なケースでは改革の必要がないと判断された。それから5年たった2014年にふたたび財政検証が行われている。

## I 2014年年金財政検証の評価

### 1. 2014年の年金財政検証の経済前提

年金財政検証とは2004年年金改革で導入された仕組みである。それまでは年金財政再計算と呼ばれていた。年金財政検証は人口推計の見直しに連動して5年以内に一度の間隔で行われることになっており、2009年に前回の検証が行われ、2014年が2回目の検証である。その際に、1) 2017年に保険料率を固定し、2) 100年後に積立金を給付に必要な金額1年分だけ保有し、3) 所得代替率50%を下回らない、という条件を年金財政が満たしているかどうかチェックすることになり、この条件を満たさない場合は、必要な改革が行われることになる。

年金財政がどのように動くかは将来人口と今後の経済状況によって大きく左右される。年金財政検証は、将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「将来日本の人口推計」に基づき、将来の経済見通しは、社会保障審議会年金部会の「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会（以下、専門委員会）」の想定に基づく。もちろん100年後の日本経済の状況を予測することはだれもできない。そこで専門委員会では、経済学で標準的に使用される経済モデルを使って、今後予測される労働力、資本などの変化から、将来100年間の金利、賃金上昇率、物価上昇率の動きを推計している。

この作業を行う際には、様々な重要な経済パラメーター、例えば今後の家計貯蓄率、資本減耗率、資本分配率などいくつかの想定を置く必要がある。年金財政検証の経済前提を設定するための前提をどう置くかということが極めて大事になる。経済パラメーターのごく小さい変化も経済前提に大きな影響をもたらす。例えば、今後、急激に高齢化社会になるのだから家計貯蓄率が大幅に低下するという想定を置くと、自ずと高い金利が導き出されることになる。従来から、経済前提で設定されている金利や賃金上昇率は高すぎるのではないかという指摘がある。しかし、経済前提が甘いという批判をするならば、推計に使うパラメーターの設定にまで遡って問題を指摘して初めて意味がある。

また、すべての経済パラメーターが専門委員会で選択されたわけではない。長期の経済成長は労働力、資本の変化によって左右される。しかし、実際には経済成長について、労働力要因と資本要因では説明できない部分、残差の部分が残る。これは技術や経営革新によるものとされ、全要素生産性の変化として説明される。

---

## ・全要素生産性の設定

専門委員会では2012年現在で0.5%程度の全要素生産性が今後どのように変化するか  
が問題になった。理論的に全要素生産性を設定することはできないからである。他方、  
内閣府は日本再興戦略の目標として、全要素生産性の変化について見込みを出している。  
政府内部の組織で、異なる全要素生産性を使うのはおかしいということから、全要素生  
産性については、内閣府の想定した数字から派生した数字を使うことになった。

## ・労働力率の見直し

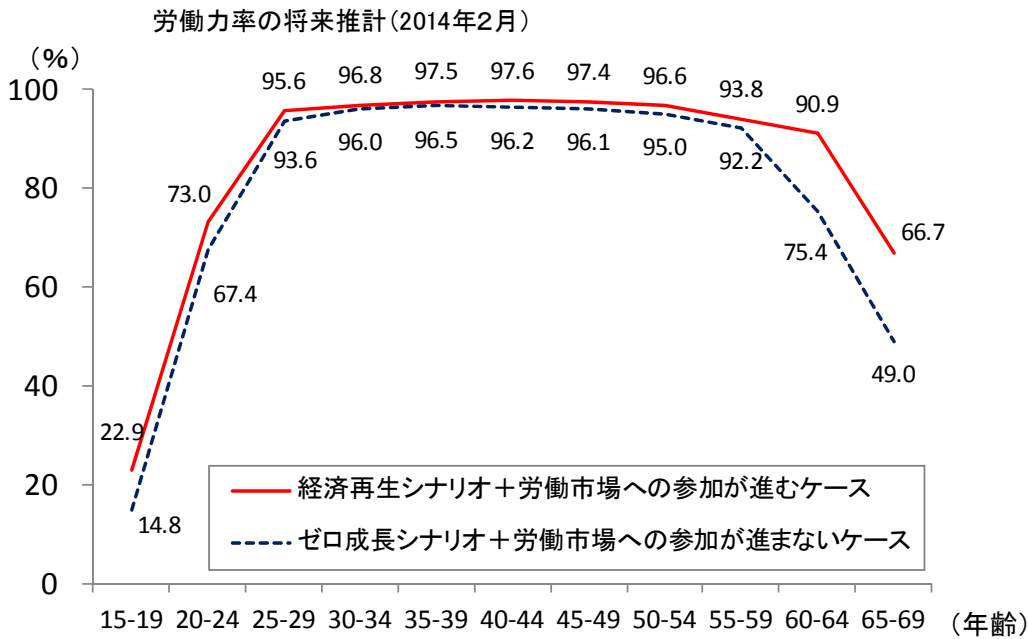
労働力率の上昇は、経済成長への寄与と年金加入者の増加という二重のルートで年金  
財政にプラスの効果をもたらす。労働力率見直しについても、日本再興戦略の効果を踏  
まえ、2030年に予想される数字も使うことになった。今後、高齢化によって労働者が減  
少するなかで、これまで働いていない既婚女性と男性60歳代後半の労働力率が伸びるこ  
とが期待されている。

男性の高齢者労働については、図表1（経済前提の労働力率見直し・男性高齢者）の  
ように高齢者の労働力化が一層進むことが想定されている。そこでは、65-69歳の労働  
力率が現在の49%から2030年には66.7%まで上昇すると想定されている。

しかし、実際には、65-69歳の労働力率は長期低下傾向にあり、ここ数年は若干上昇  
傾向が見えてきた程度である。他方、60-64歳の労働力率は着実に上昇しているが、こ  
れは年金の支給開始年齢の引き上げに対応するための高齢者雇用の政策的な推進があっ  
たためである。65歳以降について、支給開始年齢の引き上げや65歳以降の在職老齢年  
金の見直しという労働供給側を刺激する政策もなく、労働力不足による労働需要増への  
期待だけで労働力率が上昇していくのか、やや楽観的すぎる想定であろう。

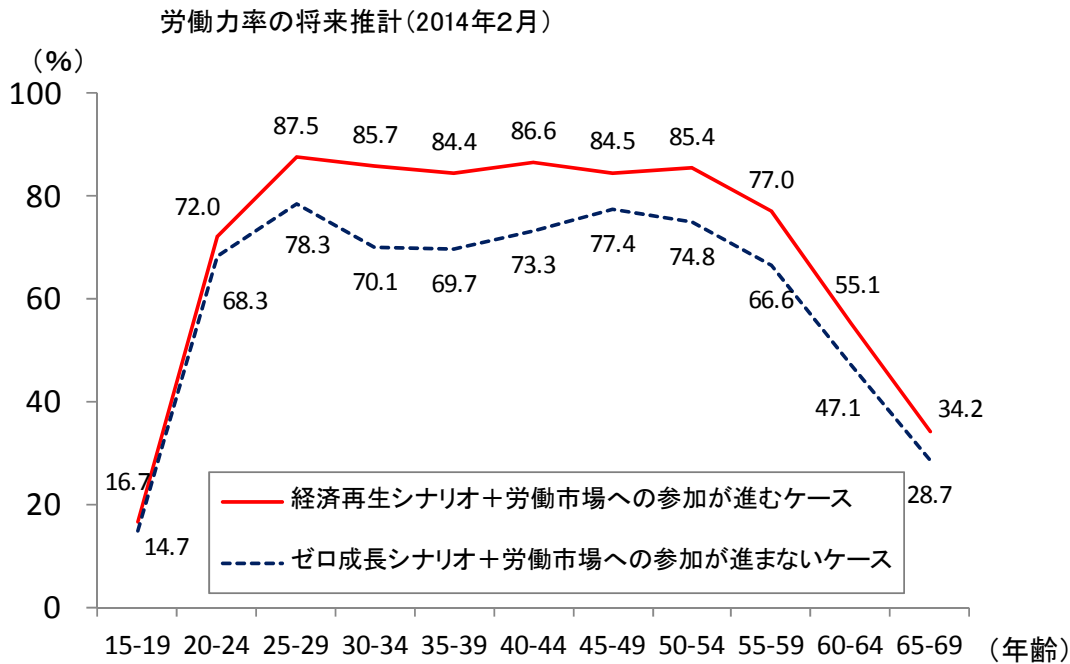
他方、女性の労働力率は図表2で示すように、現在は20歳代後半から落ち込むいわゆ  
るM字型の労働力率が2030年までにほぼ解消される想定になっている。このための必要  
な政策としては、2015年から施行される「子ども子育て新制度」における必要な保育サ  
ービスの整備がある。仮に、この通り女性の労働力率が上昇した場合、年金財政検証の  
詳細データによると、女性の厚生年金加入者は2030年ごろには今よりも20%増加する  
と見込まれる。図表1や図表2の労働力率上昇による厚生年金加入者増加数のうち、既  
婚女性の労働力率の上昇が寄与する割合は、2030年ごろには6割程度になると見込まれ  
る。つまり今後の労働力不足社会のなかで、厚生年金財政に貢献すると期待できる労働  
力率の増加分の6割が既婚女性労働力率上昇の貢献ということになる。

図表1 経済前提 男性高齢者の労働力率見通し【2030年】



出所：厚生労働省「社会保障審議会年金部会資料」2014年6月3日

図表2 経済前提 既婚女性の労働力率見通し【2030年】



出所：図表1と同じ

## ・ 経済前提の組合せ

以上、様々なパターンの全要素生産性と労働力率の見通しの組合せから計算される経済前提は図表3のようになる。

図表3 経済前提の8通りの組合せ

		将来の経済状況の仮定		経済前提			
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り	
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するものの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%

注：賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去（2005－2012年度）の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定（男女の差が約15%解消）。

出所：図表1と同じ

なお、ケースEでは物価上昇率（1.2%）＋賃金上昇率（1.3%）＋スプレッド（1.7%）から運用利回りが4.2%となることから、この利回り目標は高すぎるのではないかという批判がある。なお、1.7%は長期金利1.3%に分散投資効果による利回り確保0.4%から構成される。

これについて少し説明が必要になる。賦課方式に接近している公的年金においては、積立金運用によって最低限確保すべき利回りは賃金上昇率分である。その理由は、厚生年金で見ると年金給付額は、現役時代の賃金を退職時点の価値に変換する再評価が行われ、再評価率が賃金上昇率によって決まるためである。すなわち公的年金財政にとっては、支払責任、潜在的な債務は賃金上昇率に連動するのであり、まずその分を積立金の運用で確保できるかが重要になる。この分がスプレッド1.7%である。賃金上昇率を上回ってどの程度の運用利益が確保できるかが最も大切になのである。したがって、仮に賃金上昇率が0の状態となれば、期待される運用利回りは1.7%でよい。

実は2009年の財政検証も同じ論理であったが、賃金上昇率＋1.6%という表示ではなかった。そのため、絶対値で4.1%の運用利回りを確保しないとイケないという誤解があったため、2014年では明瞭に名目賃金上昇率＋1.7%とした。

年金積立金の運用は、リスクをとってもよいから、リターンが高い方がよいというものではなく、賃金上昇率をベンチマークにして一定の利回りを確保すればよいということになる。この点は、GPIF改革（Government Pension Investment Fund；年金積立金管理運用独立行政法人における運用改革）においては重要なポイントである。2000年代以降のようにほとんど賃金上昇率が0に近い場合、国債のみでも必要な利回りは確保できる

---

が、今後、賃金上昇局面に入ってくると、賃金上昇率と連動性のある株式運用の拡大は必要になるからである。

## 2. 年金財政検証の結果

2014年の年金財政検証では、全要素生産性の伸びや既婚女性と男性高齢者の労働力率の上昇などの経済前提で示された仮定を組み合わせ、図表3のように8通りの財政見通しが発表された。

ここで注目すべきは所得代替率である。所得代替率は、モデル世帯の年金／男性正社員の平均手取り賃金、と定義される。分子のモデル世帯の年金は、特定世代の男性が現役時代平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦であった世帯が受け取る年金である。現在月額21.8万円とされている。他方、分母はその特定世代の65歳時点の男子正社員の平均手取り賃金である。現在、所得代替率は63%程度であるが、これがマクロ経済スライドによって引き下げられる。マクロ経済スライドは、2004年年金改革で導入された仕組みである。

マクロ経済スライドの考え方を簡単に説明しよう。

現行の年金制度は賦課方式に接近しているため、運用利回りを除外し、また単純化のために国庫負担も無視して、年金財政の収支を極めて単純に説明すると以下のようになる。

年金財政収入＝保険料率×労働者数×平均賃金

年金財政支出＝平均年金額×年金受給者数

完全賦課方式になると、

年金財政収入＝年金財政支出

よって、

保険料率×労働者数×平均賃金＝平均年金額×年金受給者数

したがって、

保険料率＝（年金受給者数／労働者数）×（平均年金額／平均賃金）

が成立する。

これが賦課方式年金における財政均衡式である。

年金受給者数は長期的には寿命の延びに連動して増加することになる。他方、労働者数は出生率に連動して減少する。よって、長期的には（年金受給者数／労働者数）は上昇することになる。

均衡式を成立させるためには、（年金受給者数／労働者数）が上昇する限り、保険料率の引き上げが必要になるが、2004年改革で、2017年に保険料率が固定されることになっており、長期的、継続的な保険料率の引き上げはできないことになっている。

保険料率の引き上げの選択肢がない状態で、均衡式を成立させるためには、（平均年金額／平均賃金）を下げる必要がある。平均年金額を固定し、平均賃金が継続的に上昇す

---

れば、(平均年金額／平均賃金)は下がるが、高齢化社会で賃金上昇率があまり期待できない場合は、平均年金額を(年金受給者数／労働者数)の変化分だけ、すなわち寿命の延び分と出生率の低下分だけ引き下げる必要がある。この仕組み、すなわち寿命の延びと出生率の低下分だけ年金水準を引き下げる仕組みを、マクロ経済スライドという。

年金額は新規裁定では賃金上昇率に連動し、既裁定では物価上昇率に連動するが、マクロ経済スライドが適用されるとそれぞれ1%分は給付抑制が行われる。すなわち年金を新規裁定する場合は、「賃金上昇率 - マクロ経済スライド分(毎年約1%)」、既裁定年金の場合は、「物価上昇率 - マクロ経済スライド分(毎年約1%)」の年金改定になる。したがって、マクロ経済スライドが適用されている期間、年金水準、すなわち所得代替率は低下し続けることになる。どのくらい下がるかは、マクロ経済スライドが適用される期間の長さによって左右されるが、すでに述べたように所得代替率が50%を下回る場合は、制度改革を行う必要が出てくる。

各ケースのうちケースAからケースEのように1983-1993年の全要素生産性の状態まで経済が回復し、同時に高い労働力率を確保できると想定した5通りは、50%の所得代替率を確保した。しかし、ケースFからケースHのように、低い全要素生産性と労働力率の上昇を想定しない3通りは50%の所得代替率を下回り、改革の必要があるという結果になった。経済成長が低すぎて、積立金が底をつき年金財政の持続可能性がなくなるケースHは別にして、おおむねマクロ経済スライドは2043-2058年まで続くことになる。

図表4 年金財政検証の各ケースの比較

(%)

	モデル年金 (厚生年金) 代替率	うち基礎年金 分	うち報酬比例 部分	厚生年金にお ける基礎年金 の比重	基礎年金の低 下幅(2014年 を100としてど の程度低下す るか)
2014年の代替率	62.7	36.8	25.9	58.7	-
ケースA	50.9	25.6	25.3	50.3	30.4
ケースB	50.9	25.8	25.1	50.7	29.9
ケースC	51.0	26.0	25.0	51.0	29.3
ケースD	50.8	26.0	24.8	51.2	29.3
ケースE	50.6	26.0	24.5	51.4	29.3
ケースF	45.7	22.6	23.0	49.5	38.6
ケースG	42.0	20.1	21.9	47.9	45.4
ケースH	36.0	推計なし	推計なし	推計なし	推計なし

出所：厚生労働省「社会保障審議会年金部会資料」2014年6月3日より著者作成

今回の年金財政検証からまず確認できたことは、年金財政は直ちに危険な状況ではな

---

いが、経済成長、労働力率、運用利回り次第であり、全く楽観できるような状態でないということである。

さて8つのケースをすべて取り扱うことは非常に複雑かつ紙面も足りなくなる。個人的な評価では、8つのケースのうち全要素生産性の上昇が比較的lowめで、かつ労働力率が上昇しているとするケースEと労働力率の伸びに悲観的な想定をしているケースFの間あたりが最も可能性が高いと考えている。その理由は以下の2つである。

すでに述べたように、今後期待される労働力率の上昇のうち、既婚女性の労働力率の上昇の貢献が全体の6割を占めている。実際に、これが可能になるような両立支援策が、社会保障・税一体改革で「子ども・子育て新制度」として導入済みであり、実現可能性がある。

一方、もう一つの労働力率の上昇要素として期待されている65歳以上の男子高齢者の労働力率の上昇については、何ら積極的な政策が採られていない。したがって、労働力率の上昇はケースEの6割程度しか期待できないので、ケースEとケースFの間あたりが今後の予測としては適切なものではないかと考える。

## II 年金財政の見通し

残念ながら公表されている年金財政検証資料ではケースEとケースFの中間の状況を見ることができない。そこで本論文では比較的多くのデータが公表されているケースEを中心にみていくことにする。

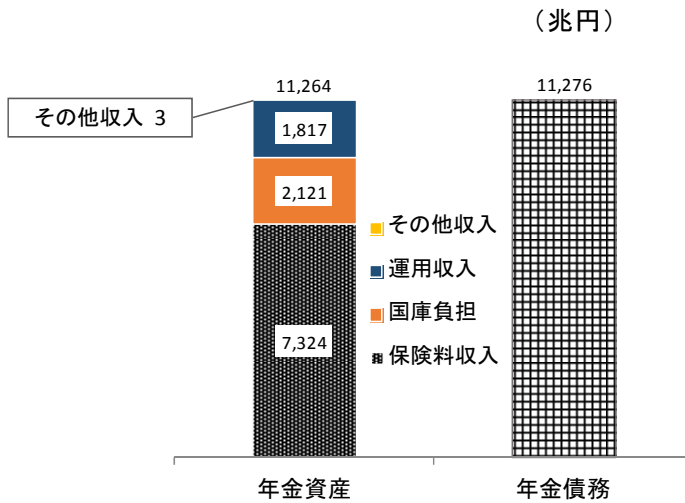
まず、年金財政状況を見るため、ケースEの今後100年間の年金資産（累積収入）と年金債務（累積支出）を使って、バランスシートを作ってみよう。

図表5は厚生年金、図表6は国民年金のバランスシートである。将来の賃金上昇率、物価上昇分が反映されていて2014年の価格で表示していないので、大きな金額になって見えるが、今後100年間政府が支払うことを約束している年金給付の累積額である年金債務と、今後100年間で政府が確保できると見込まれる年金保険料等の累積額である年金資産は概ね均衡しているので、財政の持続可能性が維持できている。

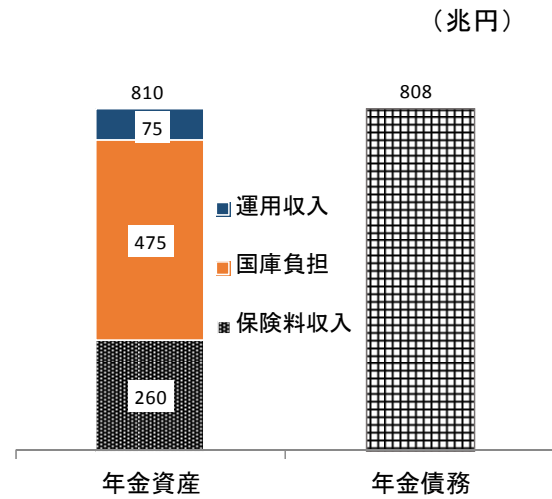
厚生年金財政の年金資産を見ると、累積保険料収入が65%、累積国庫負担が19%、累積運用収入が16%となっており、やはり年金財政収入の中心は保険料であり、運用収益の変化よりも、保険料収入の変動、すなわち労働力と平均賃金の動向が極めて重要になることがわかる。他方、国民年金は、累積保険料収入が32%で、累積国庫負担が59%、累積運用収入が9%であり、国民年金の国庫依存が見て取れる。



図表5 厚生年金の年金資産（収入累積）  
と年金債務



図表6 国民年金の年金資産（収入累積）  
と年金債務



出所：図表4と同じ

### Ⅲ 基礎年金水準の低下

ケースEでは、所得代替率50%を維持できているが、所得代替率の低下幅は19%である（図表4より  $50.6/62.7=81\%$  で19%だけ所得代替率が下がる）。

低下の内訳を分解してみると、報酬比例部分の年金の低下幅は5%だが、基礎年金は29%低下している。基礎年金水準の低下の影響は重要な問題である。なぜならば低賃金労働者ほど基礎年金のウェイトが大きいので、基礎年金水準の低下の影響を大きく受けるからである。

次に、2004年財政再計算、2009年、2014年の財政検証で賃金階層別に厚生年金の所得代替率がどの程度下がるか見込まれたのか見てみよう。

まず前提であるが、ここでの比較はモデル世帯に準じて、40年間の専業主婦世帯であるが、厚生年金（報酬比例部分）の計算根拠になる賃金のみを10～50万円に変えている。

図表7は2004年、2009年、2014年の賃金階層別のマクロ経済スライドによる所得代替率の低下を示している。まず、2004年に想定されたマクロ経済スライドによる所得代替率の低下率は、賃金階層にかかわらずフラットである。これは、報酬比例部分にも基礎年金にも同じ程度の引き下げ効果を持っていたため、賃金階層によってマクロ経済スライドの引き下げ効果は同じであったことを意味する。

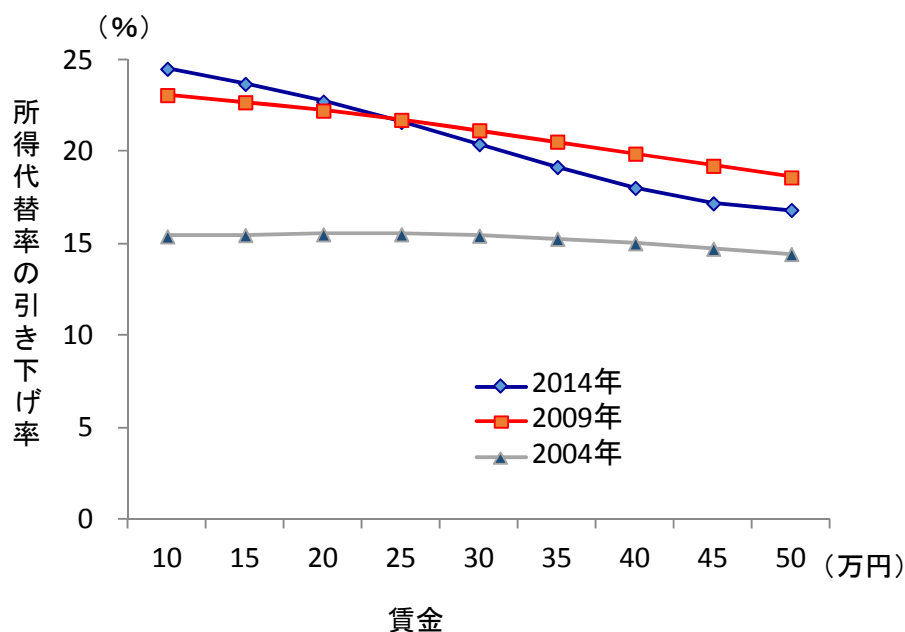
しかし、2009年、2014年では図表7で示すように、マクロ経済スライドによる所得代替率の引き下げ効果を示す線はより急勾配になっている。低賃金労働者ほど年金給付全体に占める基礎年金のウェイトが大きいため、基礎年金の水準の影響は低賃金世帯ほど

大きく出ることになる。

このように 2009 年財政検証では基礎年金へのマクロ経済スライドが厳しくなり、さらに 2014 年ではよりその傾向が強化されている。つまりマクロ経済スライドの逆進性（低所得者ほど不利になる）が強まっていることを意味する。

なぜこのようなことになったのだろうか。これは 2004 年以降の物価と賃金の動向による。2004 年以降、物価はほとんど上昇せず、したがって年金にはマクロ経済スライドは適用されてこなかった。一方、賃金は低下傾向にあった。この結果、実は基礎年金の対賃金比（基礎年金／賃金）で見た実質水準は上昇していたことになる。本来は引き下げる期間に上がり続けてしまったため、その分だけ厳しい引き下げをしないと財政の安定性が確保できなくなったわけである。

図表 7 賃金階層別のマクロ経済スライドによる所得代替率の引き下げ率



出所：厚生労働省「社会保障審議会年金部会資料」（2014年6月3日）などより著者推計

#### IV オプション試算と必要な制度改革

所得代替率 50%割れの有無にかかわらず、基礎年金の水準低下は不可避になることが明らかになった。このため年金財政の余力を高めて、マクロ経済スライドの適用期間を短縮する必要が出てきた。

年金財政の安定化のためには、保険料の引き上げ、保険料納付期間の長期化、国庫負担の増加という年金収入面の強化と、マクロ経済スライドによる年金水準の引き下げ、満額年金に必要な期間の長期化、支給開始年齢の引き上げなどの支出抑制の選択肢があ

---

る。

年金財政を安定化させるオプション試算として年金部会では、1) デフレ期のマクロ経済スライド、2) 非正規労働者などへの厚生年金の適用拡大、3) 基礎年金45年加入制度(60-64歳も国民年金に加入する)、の導入の効果について議論を行っている。

簡単にそれぞれの政策内容を紹介しよう。

## 1. デフレ期のマクロ経済スライド適用

マクロ経済スライドは物価上昇率がマイナス、すなわちデフレ経済の際には適用されない。デフレ時には、物価下落分だけ名目年金額は引き下げられるが、マクロ経済スライドは適用されないため、実質年金額には変化はない。現在の高齢世代の実質年金額は維持されるが、その分、年金財政が不安定になり、将来世代にマクロ経済スライドが適用され、将来の世代の実質年金水準がより引き下げられることになる。

これまでデフレ経済が続くとマクロ経済スライドの適用は先送りされてきたが、仮にデフレ期にマクロ経済スライドを適用するとどうなるか。1%の物価下落により年金額も1%引き下げられるが、加えてマクロ経済スライド分で追加1%の年金が引き下げられることになる。

2004年の年金改革以降、経済はデフレ基調が続き、マクロ経済スライドは一度も適用されたことはない。むしろデフレ分の年金額の引き下げも遅れたため、現在はその部分の給付調整が行われている。今後、アベノミクスのもと物価上昇が継続すると、ようやくマクロ経済スライドが適用される可能性が出てくる。しかし、中長期的に見ると、高齢化社会の経済では、物価上昇率が常にプラスで安定する保証はどこにもない。

将来のデフレ経済に備えて、デフレ期でもマクロ経済スライドを可能にするように制度改正を行うべきであろう。この点について、オプション試算では、今後、一定の間隔でデフレ経済になった場合に、マクロ経済スライドを適用しないと年金財政にどのような影響があるかを推計しており、デフレ期のマクロ経済スライドの導入は一定の財政安定効果があることが確認されている。

## 2. 非正規労働者などへの厚生年金の適用拡大

2012年の年金改革で従業員規模501人以上、賃金月額8.8万円以上、勤続1年以上の短時間労働者への厚生年金適用拡大が行われることになった。しかし、この適用拡大の対象者はわずかに25万人にすぎない。

年金制度の課題になっている国民年金未納者増加の大きな要因は、1) 国民年金が定額負担であり、所得水準の低い人にとっては負担が大きいこと、2) 90年代半ば以降、低所得の非正規労働者が増加したこと、にある。実際には、国民年金第1号被保険者の構成を見ても自営業者の割合は大幅に減少しており、いまやその大半が零細企業の被用

---

者、非正規労働者、無職である。第1号被保険者を自営業者等と表現することが多いが、自営業者はむしろ少数派となっており、実態は不安定労働者向けの年金になっている。

90年代半ば以降、先進各国で非正規労働者が増えているが、各国とも正社員、非正規労働者にかかわらず同じ社会保険制度でカバーしている。この点、日本では正社員は厚生年金、非正規労働者は国民年金といったように就業形態で加入する年金制度を分けていることがアキレス腱になっている。企業は正社員の採用を抑制し、非正規労働者を増やすことにより、社会保険料を節約することが可能になっており、年金制度が非正規労働者の増加を加速する要因になっていた。

厚生労働省はこうした短時間労働者（非正規労働者）に厚生年金を適用拡大する案として、図表8のオプション2の1)、2)のパターンを想定し、年金財政に与える影響を推計し、のちに述べるように大きな財政改善効果を確認している。

### 3. 基礎年金45年加入制度(60-64歳も国民年金に加入する)

現在の国民年金・基礎年金の対象期間は20-59歳までの40年間である。社会保障審議会年金部会では、この国民年金の加入期間、基礎年金の対象期間を65歳にまで延長することが議論されている。これを国民年金の任意加入と考えるならば、その影響はあまり大きくないが、60-64歳までが国民年金の強制加入の対象になると、基礎年金拠出金を巡り、厚生年金にも影響を与えることになる。

現在、被用者グループでは65歳支給開始年齢引き上げに対応し、65歳までの厚生年金加入者も増えている。もし、国民年金・基礎年金加入期間が65歳まで延長されたとしても、被用者グループには実質的な負担増は伴わないことになる。ただし、被扶養配偶者は現在20-59歳までを第3号被保険者と扱われていたが、60-64歳までが第3号被保険者の対象期間となる。

厚生年金と国民年金からの基礎年金拠出金は、基礎年金加入対象者数に基づいて按分比例で計算されるため、基礎年金拠出金の計算対象者が増加することなどにより、厚生年金から年金特別会計基礎年金勘定に渡される基礎年金拠出金が増加する。一方、国民年金の特別会計にとっては、保険料収入分だけ年金財政が改善する。この結果、マクロ経済スライドの適用期間が短縮され、所得代替率が改善することになる。

以上の各オプション改革の効果は以下の図表8で整理したようになる。

図表8 オプション試算の効果比較（ケースE）

オプション試算	政策	所得代替率引き上げ効果
オプション1	デフレ期のマクロ経済スライド適用	+0.8% (報酬比例部分0、基礎年金+0.8%)
オプション2	1) 厚生年金の220万人適用拡大	+0.5% (報酬比例部分0、基礎年金+0.6%)
	2) 厚生年金の1,200万人適用拡大	+6.9% (報酬比例部分-0.4%、基礎年金+7.3%)
オプション3	基礎年金45年加入	+6.5% (報酬比例部分+2.7%、基礎年金+4.0%)

出所：図表4と同じ

ここでの所得代替率引き上げ効果とは、現行制度（ケースE）を基準として各オプション制度を適用した場合の所得代替率がどの程度変動するかを示したものである。プラスの数字は、マクロ経済スライドの適用期間が短くなるため、現行制度よりも所得代替率が上昇することを、マイナスはマクロ経済スライドの適用期間が長引くために、現行制度よりも所得代替率が低下することを意味している。

最もマクロ経済スライドの抑制効果があるのがオプション2の厚生年金の1,200万人適用拡大であり、所得代替率の低下を現行のままよりも6.9%抑制する効果がある。報酬比例部分にはマイナスの効果をもたらすが、基礎年金の代替率水準を7.3%も引き上げる効果がある。報酬比例部分がマイナスになるのは、被保険者全体に占める低所得層の割合が増えるために、保険料収入に比して財政支出の増加効果の方が大きく、マクロ経済スライド期間が長引くためである。

次に、マクロ経済スライドの抑制効果が大きいのが基礎年金45年加入であり、所得代替率を6.5%引き上げている。他方、オプション1のデフレ期のマクロ経済スライド適用が代替率に及ぼす効果は、ごく限定的となっている。

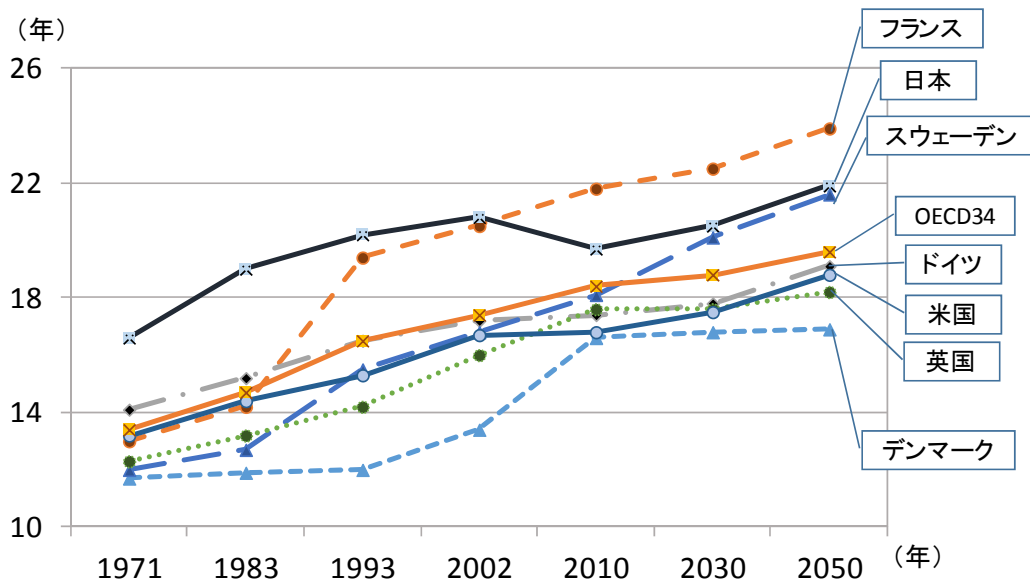
## V オプション試算以外に検討すべき改革

以上、2014年年金財政検証とオプション試算についてみてきた。2004年年金改革では十分に議論されていない選択肢もいくつかある。その代表が支給開始年齢の引き上げである。ケースAからケースEでは、所得代替率50%を維持できるため、年金財政を安定化させるための支給開始年齢の引き上げは必要ではない。しかし、ケースF以下のケースでは所得代替率の維持は難しく、その対応のためには支給開始年齢の追加的な引き上げに着手する必要がある。具体的にはケースFの場合は、66歳に支給開始年齢を引き上げることにより、50%（66歳時点）の所得代替率が可能になる。

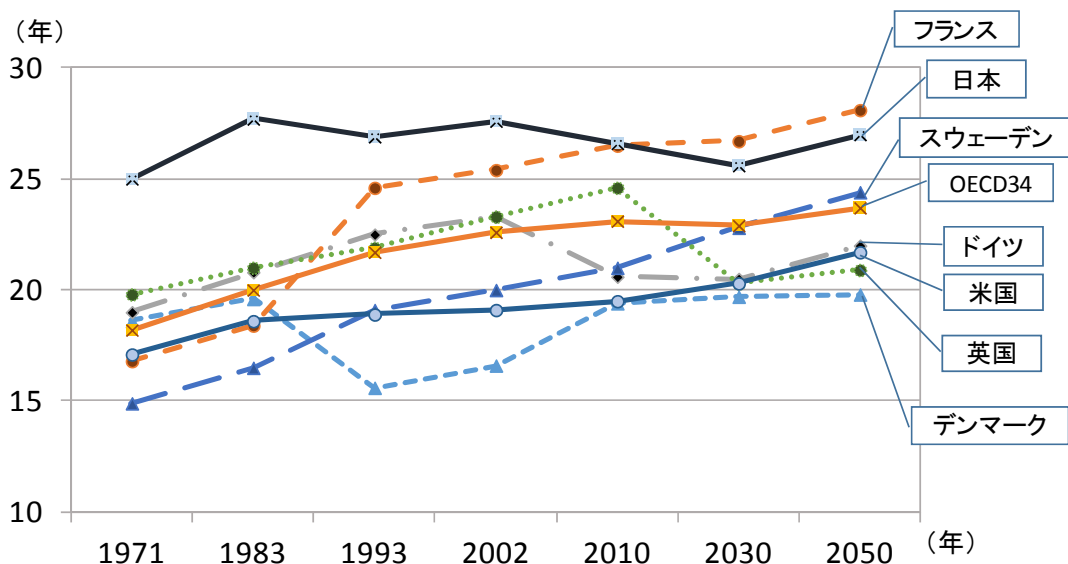
またケースAからケースEにしても、マクロ経済スライドを30年以上適用し続ける必要がある。政治的にはかなりハードルが高い。マクロ経済スライドの適用に対する不満が高まった場合に備えても、時間のかかる支給開始年齢の追加的な引き上げは早めに準

備すべきであろう。図表9は、OECDによる今後の平均寿命の伸びと支給開始年齢から推計した年金受給期間であり、日本は男女とも最も長いグループになっている。日本より平均寿命の短い、英国、米国、ドイツでも支給開始年齢を67歳あるいは68歳に引き上げることが決まっている。

図表9 【男性の年金受給期間】



【女性の年金受給期間】



出所：OECD Pensions Outlook 2012 より筆者作成

支給開始年齢の引き上げ以外にも長寿化リスクに対して様々な対応方法がある。

図表 10 で見ると、諸外国では、1) 確定拠出型年金のウェイトを高める、2) スウェーデン、イタリアに代表されるように、賦課方式の年金を概念上の拠出建て年金 (NDC) に制度を切り替えて、長寿化リスクを自動的に調整する仕組みを導入する、3) フィンランドやドイツのように、高齢化に応じて給付を抑制する、4) デンマークのように、平均余命の伸長にあわせて自動的に支給開始年齢を引き上げる、などの対策が採られている。この図表 10 によると、日本のマクロ経済スライドは長寿化リスクを調整する方法とは評価されていない。すなわち、年金のスライド調整率に平均余命の伸び分 0.3% を加えて調整速度を速めているだけで、長寿化リスクを中立化する機能を果たしているわけではない。長寿化リスクを完全に調整するためには、寿命が伸長している限り、スライド調整を行う必要がある。

図表10 各国の長寿化リスクの調整手法

国名	確定拠出型年金	概念上の拠出建て年金	高齢化に応じた給付抑制	支給開始年齢の自動的引き上げ
オーストラリア	○			
カナダ				
デンマーク	○			○
フィンランド			○	
フランス				○
ドイツ			○	
ハンガリー	○			
イタリア		○		
日本				
メキシコ	○			
ノルウェー	○			
ポーランド	○	○		
ポルトガル			○	
スロバキア	○			
スウェーデン	○	○		
英国				
米国				

出所：Edward R. Whitehouse, 2007 より筆者作成

日本の制度でこれを行うためには、長寿化リスク部分の調整をマクロ経済スライドではなく、フィンランドのように、世代ごとに 65 歳以降の余命伸長分だけ給付乗率を引き下げ、給付の抑制を行う必要がある。しかし、この方法に少子化分のマクロ経済スライドを加えると年金水準は低くなりすぎるため、給付調整に加えてやはり時間をかけた支給開始年齢の引き上げを準備すべきである。支給開始年齢の追加的引き上げのためには、雇用の確保は不可欠であり、それは企業の人事戦略、賃金構造にも大きな影響を与えるので、時間のかかる課題である。

また、マクロ経済スライドによって低下する基礎年金を補うために、低所得高齢者に限定した最低所得保障制度も検討する必要がある。すでに 2012 年の社会保障税一体改革では、年金生活者支援給付金が導入されているが、マクロ経済スライドによる基礎年金の落ち込みは今後は本格的になる。医療や介護保険の保険料負担も増加するため、基礎

---

年金の手取り水準は生活保護水準を大きく下回ることになる。諸外国では、税を財源にした基礎年金、あるいは最低保障年金や、高齢者向けの特別な社会扶助制度が導入されていて、高齢者の最低生活を下支えしている。日本においては、低年金者の最低所得保障は生活保護制度のみが引き受けているため、生活保護制度がパンク状態になっている。

さらに公的年金の給付水準の低下を補完・代替するために、私的年金の拡大も急務である。これまで企業年金、個人年金などの私的年金は公的年金の上乗せの扱いであった。しかし、高齢化に備えて公的年金の給付水準を抑えている各国では、公的年金の下がった分を補うように私的年金の税制上の優遇や政策的な促進を行っている。こうした公私年金連携の視点、すなわち上乗せではなく、公的年金代替の視点から私的年金の普及・充実政策に根本的に切り替える必要がある。そのためには、元本保証の問題や安い手数料、途中引き出し規制など、公的年金の代替として支援すべき私的年金を整理する必要がある、これまでの私的年金優遇政策とは全く異なる視点が重要になる。その上で、税制上の優遇やマイナンバーの活用などの政策支援の強化が必要になるであろう。

なお、本論文では筆者が考える年金改革の構想の一部を紹介したが、詳しくは駒村康平（2014）『日本の年金』岩波新書を参照していただきたい。

#### 【参考文献】

- ・駒村康平（2014）『日本の年金』岩波新書
- ・厚生労働省「社会保障審議会年金部会資料」2014年6月3日資料
- ・OECD Pensions Outlook 2012
- ・Edward R. Whitehouse, 2007, Life-Expectancy Risk and Pensions, Who Bears the Burden? OECD Social, Employment and Migration Working Papers with number 60.